日本版SBIR制度の見直しに向けた検討会(第3回) 議事要旨

日時 令和元年8月21日(水) 13:00~15:00 場所 中央合同庁舎8号館 4階 416会議室

【出席者】

東出委員長、青木委員、大坪委員、清水委員、永田委員、尹委員

関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、中小企業庁、国土交通 省、環境省、防衛装備庁

【議題】

- ▶ 第1~2回の議論を踏まえた日本版SBIR制度の方向性
- ▶ 執行プロセスやルール、公共調達を含めた事業化支援の在り方

【議事要旨】

- ▶ 日本版SBIRの支援先として、大学発ベンチャーに限る必要はなく、イノベーション創出の担い手になりうる既存の中小企業等も対象とすべきである。
- ▶ 日本版SBIRで設定される開発課題に関しては、国のニーズや政策課題が優先されるべきである。また、技術領域を含むものであるべきである。
- ➤ 米国SBIR制度と同様に、ステージゲート方式を採用することが望ましい。特に、事業化を実現する上では、フェーズ3の設計が最も重要である。
- ▶ フェーズ3への支援の仕組みとして、「資金支援なし」を前提とする必要はなく、多様な支援があり得るのではないか。
- ➤ SBIRのPM (SBIR事業の企画・設計・執行を取り仕切る主担当者) に求められる役割・能力については、その他の関係者を含むスキーム全体を検討する中で整理することが必要である。
- ▶ フェーズに応じて企業がPMに求める支援策は異なり、フェーズ1では伴走型の支援が求められるが、その後はより高度な専門性が必要となる。PM個人による支援だけでは限界がある。

以上